

公売財産に存する自己所有物の撤去誓約及び処分同意書

売却区分番号

和市 5 - 1

公 売 対 象 財 産 の 詳 細 等

【区分所有建物の表記】

一、 和歌山市関戸一丁目 8番地2 ライオンズマンション和歌山関戸壱番館 1-301号

所有者



令和 5 年 9 月 6 日

買受人（新所有者） 様

和歌山市長 様

上記区分所有建物の自室等にある残置物は、すべて私の所有であり、他人物はまったく存在しません。

これら残置物は公売による買受代金の全額を納付した日から14日以内に法令・社会常識等に従ってすべて撤去いたします。

上記期日を経過してもなお撤去が完了していない場合は、買受人はこれらの全てを不用物とみなし塵芥等として処理しても差し支えなく、また処理したことにつき何ら不服は申し立てません。

この書類は、私有残置物の撤去及び塵芥処理の同意を予め買受人及び執行機関に対し表したものです。

区分所有者
(動産所有者)

住所

氏名

